

平成24年度 北海道障がい者がくらしやすい地域づくり推進本部会議録

日時：平成24年6月8日（金）14時30分～15時15分

場所：知事会議室

発言者	内 容
多田副知事 (副本部長)	<p>定刻となりましたので、ただいまから「平成24年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議」を開会します。</p> <p>会議に先立ちまして、本部長である知事から一言ご挨拶申し上げます。</p>
高橋知事 (本部長)	<p>高橋でございます。ちょっと暑くなってまいりましたので、どうぞ上着を脱いでください。</p> <p>お忙しい中こうやってお集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>障がい者条例が全面施行してから3年目に入ったところでございます。条例の目的であります、障がいのある方々の権利擁護や暮らしやすい地域づくりの実現に向けてわれわれ道庁も一生懸命取組を進めているところでございます。</p> <p>この様な中で、ご案内のとおり今年1月に、札幌市白石区で発生した障がいのある姉妹の方が孤立化した状態で死亡されたという、大変痛ましい事案があったところでありまして、私も大変悲しく思ったところでございます。</p> <p>道におきましては、これまでの市町村の相談支援体制づくりへの支援や障がい福祉サービス等の提供体制の整備など、障がいのある方やお年寄りの方々はもとより、道民のすべての方々が地域で安心して暮らせるよう努めてきたところでございます。今後、このような事案が起こることがないように、福祉の枠を超え、市町村や地域の幅広い関係者が連携して道民一人ひとりが共に支え合う地域づくりにしていく、このことが重要だと思っております。</p> <p>「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は誰にとっても暮らしやすい地域である」という私どもの基本方針を少しでも現実に近づけることができるよう。これからはしっかりと取組を進めて参りたいと思っておりますので、お力添えをよろしくお願いいたします。</p>
多田副知事	<p>それでは、これから協議に入りますが、その前に松浦本部員が6月6日付でご退任をされております。松浦先生と同じ札幌弁護士会に所属しております、肘井博行様に新たに本部員にご就任いただいておりますのでご紹介を申し上げます。</p>
肘井本部員	<p>どうも、肘井でございます。よろしくお願いします</p>
高橋知事	<p>よろしくお願いします。</p>
多田副知事	<p>それでは、まず、議事の1つめの「平成23年度の施策の推進状況」、それから、2つめの「平成24年度取組方針（案）」について事務局の方からまず一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、平成23年度の施策の推進状況についてご説明申し上げます。</p> <p>平成23年度北海道障がい者条例に関する推進状況について、資料1をご覧くださいと思います。</p> <p>資料1を1枚めぐりまして、裏表紙に参考資料として「条例の取組内容」を図示しております。北海道障がい者条例の主な施策、いわゆる三本柱であります、「権利擁護の推進」、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「障がい者の就労支援」の3つの項目を推進するため、図の上部になりますがこの推進本部を設けており、さらに、施策を推進する上での重要なポイントとして、条例の広報を位置づけ、条例の理念や施策内容について、広く道民に周知することとしております。</p> <p>次に、1頁の上段、推進本部についてですが、昨年6月に推進本部会議を開催し、取組方針などについて報告協議を行うとともに、調査部会では障がい者の虐待防止等についての協議、ワーキンググループにおいてはバス運賃割引の精神障がい者への拡大の議題といった協議を行いました。</p>

次に下段の「条例の広報」についてであります。条例に基づく施策の推進に当たっては、条例の理念などを広く道民の方々に周知することが重要であることから、啓発用ポスターや、障がい当事者にとってわかりやすいパンフレット、これは、お手元に配布しました小冊子でございますが、障がい当事者のご意見を参考に作成したものです。こういったものを作成いたしますとともにシンポジウムの開催や出前講座などを全道で実施したところであります。

2頁の「権利擁護の推進」については、全道14カ所に地域づくり委員会を設置し、委員会における協議を通して、「虐待や差別等の解消」に取り組んでいるところであり、平成23年度の実績は、2頁中ほどの表—1にあります。相談件数は37件、このうち、地域づくり委員会へ協議申立書の提出があったものは10件となっております。

なお、地域づくり委員会への協議申立書の提出があった主な概要については資料の5頁に記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、3頁の「障がい者が暮らしやすい地域づくり」について、先ほども申し上げた全道14の地域づくり委員会では、相談や申立てがあった事案ばかりではなく、地域の様々な課題を積極的に把握し協議を行い、暮らしにくさの解消に努めております。各地域づくり委員会において協議を行った地域課題は、下段の表—2に記載しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、4頁の「障がい者の就労支援」については、条例に基づき設置している「北海道障がい者就労支援推進委員会」の意見を踏まえながら、「新・北海道働く障がい者応援プラン」に基づく就労支援の取組を総合的に進めてまいりました。

その主な取組として、3に記載した企業認証制度については106社に、また、障がい者の就労を応援する企業を幅広く登録する「アクション2011」については430社に認証や登録をしていただいております。

また、授産事業所等へ随意契約で発注できる「特定随意契約制度」の活用により、授産事業所等への庁内の発注を促進し、236件、3,407万8千円の発注を行っております。

さらに、授産事業所への経営指導や販路開拓などの、支援を目的として条例に基づき指定した法人である北海道社会福祉協議会において、企業と授産事業所の仕事をつなぐ共同受注システムを運営するなど、総合的な就労支援を実施しており、こうした取組により、これまでに162件の商談が成立に至っております。

授産製品の販路拡大につきましては、大型商業施設の協力を得て、札幌市、釧路市、苫小牧市及び帯広市内の店舗で授産製品を定期的に販売するとともに、赤レンガ庁舎内の売店に授産製品コーナーを設置するなどの取組を進めております。

このほか、法令等の調和や道民等の理解の促進など、条例第2章に掲げる、道がその施策等を進めるに当たり配慮、努力することとした施策の取組状況の概要については、6頁以降に取りまとめておりますので、後ほどご参照願います。

以上が平成23年度における北海道障がい者条例に関する施策の推進状況であります。

続きまして、資料2の「平成24年度の取組方針（案）」について、ご説明をいたします。平成24年度の取組方針としては、「基本方針」と「重点方針」を設定しております。まず、「基本方針」については、障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域であ

	<p>るといふ基本的な考えのもと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、障がいのある方の参画を基本とし、対話を重視すること 2、地域格差の是正に資すること 3、幅広い関係者等と連携する取組みを推進すること 4、障がいの特性や障がいのある方々に対する道民理解の促進を図ること <p>この4点に十分に配慮して取組を進めることとしています。</p> <p>次に、「重点方針」については</p> <p>「条例の広報」について、ポスターや広報用パネルなどの様々な媒体の活用や出前講座を実施をするほか、知的障がいのある方々が分かりやすいパンフレットの配布など、広く道民の皆さんはもとより、障がいのある方々やご家族に対する周知を進めてまいります。</p> <p>次に権利擁護については、地域づくり委員会の利用促進を図ることが重要であると考え、地域づくり委員会や、その取組成果を広く道民に周知し活用の促進を図るとともに、本年10月から施行される「障害者虐待防止法」を踏まえた、権利擁護センターの整備や対応機能の強化を図る研修会などを行うこととしています。</p> <p>次に「障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進」については、地域で暮らす障がいのある方々などのニーズを把握し、その方々の声を地域課題として、地域づくり委員会での協議に反映できるよう取り組むとともに、本年1月に札幌市内で発生した障がいのある方の孤立死の反省から、地域づくりガイドラインを孤立防止の観点で見直し、障がいのある方々の相談支援体制づくりを進める市町村を支援することとしています。</p> <p>「障がい者の就労支援」では、障がいのある方々とそれを支える企業の双方を応援する取組みを進めることが重要と考えており、本年3月に策定した第2期の「就労支援推進計画」に基づき企業と連携した就労支援を推進することとしております。</p> <p>企業との連携に関しまして、認証習得企業の優遇措置として企業認証に係る就労貢献ポイント等を加味する総合評価競争入札制度を導入し、保健福祉部及び経済部の出先機関の清掃委託業務において実施しているところであり、本部員の皆様には、今後の全庁での拡大実施についてご協力をお願いいたします。</p> <p>以上が平成24年度の取組方針であります。以上です。</p>
多田副知事	<p>駆け足でしたけれども23年度の取組の内容、それから24年度の方針の説明でございました。</p> <p>24年度の取組方針の中で孤立化防止の観点を盛り込んだガイドラインの見直しということがありましたけれども、これについて保健福祉部の方から説明をお願いします。</p>
保健福祉部長	<p>私の方から若干ご説明をさせて戴きたいと思っております。</p> <p>当部におきましては、障がいのある方が暮らしやすい地域づくりを推進するということで制定をした障がい者条例に基づき、市町村が実施することが望ましい事項を定めた「地域づくりガイドライン」を平成22年3月に策定をさせて戴いたところでございます。</p> <p>こうした中、本年1月札幌市白石地区におきまして姉妹の孤立死の事案が発生したところでございます。この事案を受けまして速やかに各市町村に対しまして要援護者が必要とする支援を提供する体制の確保など、地域支え合い体制の推進につきまして、文書により喚起を行いますとともに、2月には障がい者、高齢者などの要援護者全般の把握状況とともに「地域づくりガイドライン」による取組状況につきまして調査を行ったところでございます。</p> <p>その結果市町村におきまして、要援護者の把握方法がまちまちであったということ、特に生活事態に踏み込んだ把握の取組が十分ではないなどと</p>

	<p>いった課題がございました。</p> <p>また、ライフライン事業者との情報の共有でありますとか関係機関相互の連携が進んでいなかったことなどの実態が明らかになったところがございます。</p> <p>このため、「地域づくりガイドライン」に孤立化防止の観点を盛り込みますと共に、ガイドラインの解説用についても、孤立化防止のための方策でありますとか、先進的な取組事例を加えるなど、その見直しを行うこととしてございまして、現在門屋本部員と日置本部員にも御参画をいただいております北海道自立支援協議会におきまして見直し作業の勧めを頂いているという状況でございます。</p> <p>また、市町村における関係部局、社会福祉協議会などの関係機関と連携でありますとか、民生委員との情報共有の一層の緊密、地域住民や電気・ガス等の供給事業者、新聞社、郵便事業株式会社などの協力による見守り体制づくりを図るため、これまで</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各市町村に対し、要援護者を支援する体制づくりの充実について喚起を促す各種通知の発出、 ② 市町村と電気・ガスの供給事業者等が情報を共有できる仕組みをつくるため、連携方策検討会議を設置 ③ 新聞社、郵便事業者株式会社に対しまして、市町村への情報提供に係る協力依頼 <p>に取り組んでおります。</p> <p>今後こうした事案が発生しないよう、市町村等への支援に、より一層努めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>また、私ども道職員も地域の一住民でございます。そういう関係から地域の見守りの役割を担っていただくということで付近で普段の生活の様子と違うといった方を発見した際には、率先して関係機関に連絡をしていただくということで、先般、各部局長に通知を出させていただいたところでございます。職員におけます、地域の見守り意識の醸成につきまして、各部のご協力を合わせてよろしくお願いを申し上げたいというふうに考えてございます。以上でございます。</p>
多田副知事	<p>はい、今、孤立化防止に関係するガイドラインの見直しの検討状況などもありましたけども、孤立化防止に関連して、他の部局でもいくつか取組があるようですので、この機会にご報告お願いしたいと思います。</p> <p>まず、総合政策部お願いします。</p>
総合政策部次長	<p>総合政策部でございます。当部では、これまで地域づくり総合交付金によりまして、地域課題の解決や地域活性化を目的とした市町村や民間団体との取組みに対して支援を行っているところでございます。関連する具体的な事案としましては、障がい者への理解を深めるための講演会や障がい者と地域住民の交流イベントの開催といった取組みに対するものがございまして、こういった取組みは障がい者の社会的つながりを促がしまして孤立化防止にも繋がるものというふうに考えております。以上でございます。</p>
多田副知事	<p>次に、環境生活部お願いします。</p>
環境生活部長	<p>私からは、二点ご説明申し上げます。</p> <p>ひとつは「安全・安心どさんこ運動」についてでございます。この運動は「あいさつ・みまもり・たすけあい」といったような標語のもと、地域の方々が自主的に取り組む活動を全道に広げようということで、平成20年5月にスタートした運動でございます。現在354団体、内訳を申しますと各地域の企業259団体、町内会・自治体・業界団体が95団体の合計354の団体の参加を得て進められております。この運動は日常生活の中での実践運動として、また見守りのネットワーク作りとして広がってきておりまして、孤立化防止のためにも有効であると考えてございます。</p>

	<p>2番目は水道事業に関しましてですが、水道料金の滞納・未払いの場合に機械的に供給を停止することなく、福祉部局との連絡体制を構築して対応することにつきまして、これまでも各水道事業者に対し指導してきたところでございますけれども、そのあと事件のこを受けまして、先月ですが、厚生労働省からあらためて通知がございまして、私ども検査権限を持っていますが、水道事業者は全道で400ございまして。水道事業者への立ち入り検査に際しまして、この点について確認・指導を徹底するというところで、関係部局に通知をしたところでございます。</p> <p>以上2点、「安心・安全・どさんこ運動」と水道事業の説明をさせていただきました。以上です。</p>
多田副知事	最後に建設部お願いします。
建設部次長	<p>建設部から、3点ほど紹介させていただきます。</p> <p>直接障がい者の孤立化を防止を目的としたものではないのですがシルバーハウジングなどの道営住宅において居住者を孤立させないという取り組みについてお手元に配付しております資料に基づきご説明いたします。</p> <p>まず、一点目でございますが道営住宅ではすべての入居者の方が孤立化せず、住民間の日常的な交流を深められるよう、地元市町村と連携して集会所や広場などのその環境の整備を行っております。このことはですね、他世代交流促進のきっかけにもなり、子育て支援などの施策にも反映されているところでございます。</p> <p>2点目に、指定管理者による安否確認の実施でございます。現在、札幌市内、小樽市内の一部において道営住宅の管理を行なっている住宅管理公社が試行的であります。昨年10月から70歳以上の高齢者の単身者に対して月一回、電話による安否確認を無料で実施しております。</p> <p>この入居者で対象になっております、157名のうち、希望する83名がこの仕組みを使用しております、利用者からは大変喜ばれているところでございます。今後はこのような取り組みが全道的に展開できるようたたいま検討しているところでございます。</p> <p>最後になります、3点目として高齢者に配慮した公営住宅において実施しております、シルバーハウジングプロジェクトについてご説明いたします。シルバーハウジングプロジェクトはライフサポーターアドバイザー、通称LSAと呼んでおりますが、この生活援助員による生活相談や安否確認のほか、緊急時の対応などがおこなわれております。このLSA、生活援助員が不在のときであっても、緊急時には地域の福祉センターや消防などと連携し、24時間の対応ができるようになっております。建設部から以上3点後説明申し上げました。</p>
多田副知事	説明は以上でございます。少々説明が長くなりましたけれども、以上全体を通じてご意見ありましたら賜りたいと思います。いかがでございましょうか？
肘井本部長	肘井です。意見というよりも質問なのですが、「企業等と連携した就労支援の取組の推進の中で認証制度で106社の企業が認証された」とあり、また、障がい者の就労を応援する企業を登録する「アクション2011」では430社登録されたとあります。これは、十分評価する数値だと思うのですが、現実に雇用に結びついた数字は把握しておられるのですか？
多田副知事	事務局どうですか？
事務局	<p>はい。認証を行う場合にいくつかの条件がありまして、障がい者を多数雇用している事業所であることがひとつの条件となっております。ですから当然、法定雇用率を上回って、細かい数字はあれですけど一定の障がい者を雇用していることが元となりますので雇用につながっていると考えております。</p> <p>そのほかそこにあります、アクション2011の登録についても、これは障がい者の授産所とか、そういったところから物を買うということで対象になりますが、</p>

	このなかの一つの中にも、やはり障がい者の雇用率のということも設定しております。
多田副知事	補足的に聞きますと、要件の中にそういうのが入っているのはわかりましたが、実際に認証をしたときに何人雇用しているというデータはとっているのですか？
事務局	とっております。
多田副知事	とっているのですか。今、手元にはないということですね？
事務局	はい、すみません
肘井本部長	わたしの質問の趣旨は、条例の制定により、新しくできた認証制度や登録制度に基づいてどれくらいの成果が評価、推進したかということを知りたいのです。今の話だともともとやっていると認めます。といったことに留まるのでないかと思いますが、そのあたりは把握されてるのでしょうか？
事務局	例えば建設事業者などで認証企業となると、入札上優遇されるということがあって新たに障がい者を雇用されて資格を取るといった会社が結構ございまして、当初100を目標としておりましたが現状106社、建設事業者ばかりではありませんですけれども結構そういったようなことが実際に起きております。
肘井本部長	それは、大事だろうと思います。その認証者が増えるということよりも、もっと一歩進んでそれが障がい者の雇用に結びつくということが、大事だと思います。だから、その数字の把握が必要でして、そこが伸びないのであれば、次にどういう手だてをするかということを検討する必要があると思いますので実際にこの制度ができた以降どうなったかということについて、正確な数字を把握する必要がある、もしそれが、あまり増えていないということであれば、さらにどのような施策なり工夫が必要かということが検討されるべきだと思いますが？その辺は次の機会にでもお知らせいただけないでしょうか。
多田副知事	そこは分析をしてお知らせをするということでもよろしいでしょうか。
事務局	それでは、あとで資料でお送りしたいと思います。
高橋知事	われわれ同庁内のメンバーにはすぐ瞬時に情報提供できますが、外部の有識者全員にお配りしてください。
多田副知事	はい。ほかに、ご意見はございませんでしょうか？ご意見ならびにご質問いかがでしょうか？門屋本部長いかがでしょうか。
門屋本部長	<p>条例ができていろいろな動きが見えてきましたが、そのひとつが各市町村に自立支援協議会というものができつつあるといったことであります。全部できているわけではないのでできつつある状況です。</p> <p>また、地域づくり委員会も重要であり、そこに情報の集約化みたいなことをもう少しやったほうがいいのかなど思っているところであります。</p> <p>特に孤立の問題に絡めていきますと、これから相談支援事業所も増え、相談の中で実際情報があるわけですが、それらは現実的に福祉サービスを利用しないと情報として集約されないことになるので、サービス利用しない方の情報をどのように集めるかという事を考えないといけないと思います。</p> <p>いろんな部局があの人であればちょっとここに接触をしていたと、後でわかることがあって、ミスが起こっているわけですね。生活保護であったり、あるいは相談窓口であったり、あるいは例えば今日の水道が止まる止まらないというところでの情報の精密、やはりそういうような横の情報の集約化がやはりうまくいかなかった結果として、事故に繋がっていることがあるのではないかと考えています。全部を把握することは困難ですが、そういったルートを作るということも必要でないかと思ひまして。一点だけ希望として申し上げるのは地域づくり委員会というものをせっかく作られたので、そこに年一回、二回でもいいのですが、この推進本部会議のような振興局の部長さんとか各部局がそこに一回集まって同じように情報の共有化を図る会議が行われるというだけでも、私は結構いろんな情報がわかりあえるのではないかと思います。</p>

保健福祉部長	<p>門屋先生からのお話のように地域づくり委員会、これ14振興局にあるのですが、やはりその熱心なところと弱いところとやっぱりあります。ですからその辺をできるだけアップさせるということで私どもは出向いてますし、あの、門屋先生にもアドバイザーみたいな形で参加をしていただいているように、やはりレベルアップを図らなければならないという状況にある地域もございしますので、これは協力しながらやっていきたいなと思っております。</p>
多田副知事	<p>ほかにございますか。</p>
橋本本部長	<p>大きな問題が発生したときにどう対応していくかというような仕組みですが、水道が止まったとか。あるいは、危機的状態が発生しているということはどう把握するかという仕組みももちろん大切だと思うのですが、本来の暮らしやすい地域づくりということから言うと、やはり日ごろの暮らしぶりをどう、捕らえていくか、把握していくかということに、本来の大きな趣旨があるような気がするのですよね。それで、生活場面の中でどんな方が、どんなところでどんな暮らし方をしているかということをおそらく行政が情報を捉えるとか、あるいはサービス支援をやってるところから情報を求めるとか、難しさがあると思いますので、わたしはちょっとひとつの選択肢として市町村の社会福祉協議会というような資源を再評価してもいいのではないかなと考えます。</p> <p>社会福祉法の中でも市町村の社会福祉協議会って、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であるというふうに、法律の中で位置づけられておりますし、それから、いま少し話がありましたように市町村ごとにですね、活動状況にバラつきがあるのは承知しています。それから障がい福祉というような観点からは、ちょっとこう薄いような活動状況が目立つのも承知してはいますが、この先を考えていったときには障がい者だけではなく独居高齢者の問題も含めて、本当に様々な方が地域で暮らしていくということを見守りそれからいろんな情報が市町村レベルで集約されるというのをまず確立していくのがひとつの方向性として大事ではないかなと考えます。</p>
多田副知事	<p>ありがとうございました。 また、何かありましたら後で伺いたいと思います。それから後、日置さんお願いします。</p>
日置本部長	<p>今の社会福祉協議会の活用もそうなのですが、今、時代がいろいろ変わってきて、そのいろんな意味で制度疲労が起きている状態なので、地域ごとにセフティーネットをどう作っていくかということがすごく重要な視点だと思います。</p> <p>その形がこうやればいいというものがなくて地域の事情に応じて機能している資源とか過去の制度みたいなものを組み合わせてやっていく、デザインしていくことが必要なのでまさにそれを地域づくり委員会だとか、そのコーディネーターのところでもうまくやっていく。その中ではいろんなほかの分野の人たちとも情報交換しながらということも思いますので、今年の方針でも、地域づくりの推進のところでもガイドラインの見直しというところがあるのですが、たぶん私はガイドラインづくりにもかかわったのでガイドライン自身はそんなに直すところはなくてちゃんとしたものだと思うんですね。</p> <p>でも実際に推進して、方法みたいなものがきちんとしたものがないからうまく機能しないと思ったもので、検討するとしたらガイドラインの中身よりも、ガイドラインに書いてある内容をどうやったら実現化できるかということをやうまく検討していくとか、体制を作っていくことに力を入れた方がいいのかなと個人的には思います。</p> <p>水道、ガス、電気の話があったのですが、具体的にそういうライフラインが止まった家庭に対するアクションみたいなものの具体的な方針みたいなものは何かあるのですか？</p> <p>質問ですみません。具体的に止まったところにどうやって対応しようかと、私も実際相談の仕事をしているとよくあるんですよ。止まっちゃうんですよ。でも止まっても、本人だけ困っていることがあるので、実際そこに着目しているのが今の流れでわかっているのですけれども、着目した後に、どう対応したらいいかという話をあまり聞いたことがないのです。</p>

保健福祉部長	<p>やはり、そういう状態が生じたときには市町村の福祉サイドに一度話をかける。そこから始まる。個人情報保護法というのは確かに、情報をオープンにできない場合もある。それがお互いの情報交換を妨げているというところに繋がっているだろうと思うのですが、当然一人の人間が危機状態にあるときはそこを排除してもかまわないという法律形態になってますので、当然のように人を救う中での個人情報の提供というのは差し支えないものだと思っております。</p>
高橋知事	<p>私ももちろん現場は日置さんよりよっぽど素人かもしれませんが行政の一員として思いますのは、あのそういう関係者の情報の共有の中で、どうもあの家は何かがありそうだと状況になった場合には、その方々がプライバシーを守るといっておっしゃるかどうか。それを含めてアプローチをしないと何も始まらないのでありまして、それを誰がやるかという、我々行政の、都道府県が直接入るのか。それともやっぱり市町村の方だと思うのですが、そういったところから始まって、「いや、うちはほっといてくれ」と「うちはいいんだ」って言われた場合に、そこでやっぱり押し問答をしながら、やはり行政としてこれを見過ごせない、何を言っても助けるべきだと思えば、ある意味強制的なアプローチってことも含めて考えるでしょうが、まずアクセスしないと、ということかなと思いました。</p>
日置本部長	<p>管理室で国の事業をお手伝いして、「よりそいホットライン」という、全国フリーダイヤル24時間何でも相談をうける事業を今年の3月から始めてるのですけれども、一日2万件以上電話がなってる状態なのです。</p> <p>それで障がいがある方からの電話が非常に多くて、フリーダイヤルだからこそ、あと、相手が匿名だからこそ繋がれるっていう良さが実感しています。</p> <p>介入していくという回路と逆にやっぱり気軽に最初は自分の身分を明かさずに、簡単にアクセスできるインターネットとか携帯電話とかいまそういうツールが主流になってきているなかでも、人と人の繋がりも大事なんですけども、そういういまの使いやすいツールを使ってなんか繋がれるものと両方とも大切なのかなという感じ。そういう新しい動きも連動しつつ、行政のそういうところと民間とかそういう社会福祉の専門家、あと住民の力っていうのを合わせて体制をつくっていく必要があるのかなとおもいます。</p>
肘井本部長	<p>ちょっといいですか。個人情報保護との関係。保健福祉部長の方で整理されたと思うのですが、しかし、現場での実際運用が果たして、そのような整理された形で行われているのかというのが大事な話ですが、そうしますとそういう整理されたものは、道のほうできちんと、どのように収集していくのだろうか。あるいは、実際にその大変に困惑された事例等を収集してどう返していくのかと、いうことが必要です。こういう場合について個人情報を開示してもよいというような、その例みたいなものは恐らくあの新潟の地震、中越地震でしたかどうかで出ているといったような話を聞いてますので、そういう調査をされてどのレベルなのか、すっきりして現場の人たちが迅速に対応できるようなそういう制度保障が必要ではないのかと思います。</p>
保健福祉部長	<p>現にガスだとか電気の事業者との打ち合わせをやらしていただいて、やはり事業所側からすると私どもとして情報を提供するためには本人の同意がなければ出せないというお話がです。先ほど申し上げておりますとおり、やはりその人が危険に犯されている状況であればその状況を提供することは差し支えないだろうというお話をさせていただいております。一方、やはり提供を受ける側からは提供しなければならないということもございますので、さきほどの水道事業、市町村事業でございますから、私ども、市町村側としては自分の持っている情報も出せる。その情報を持ってまたガスが止まっているのであれば、また電気が止まっているのであれば、その情報をいただくと。その情報を組み合わせたなかで介入していくと、ということが可能なんだろうなというふうに思います。</p> <p>それと、さきほど日置先生のほうから、ガイドラインの部分については直すところはないと私どももそう思って説明をしてきましたし市町村のほうも当然</p>

	<p>ようにこのガイドラインに基づいて進められていると思っておりました。ただ残念ながら1月の事案ができて実際に市町村に照会してみましたら、それほど市町村の方での取組みがされていなかったということが判明しております。</p> <p>その一因がやはり個人情報という部分を非常に市町村側で、人がいないという部分とあわせてですね。出てきておりますので、フォローとしてその辺の整理を私どもはしていかなければならないと思っております。</p>
多田副知事	<p>4人の本部委員の方で共通するのは現場に近いところで実際の運用をどうやって上手にやっていくかいうのをお願いして、事態を受け入れると思います。そういう意味では道内でも例えば先進だとか、もっと言うと道外の先ほど新潟の例もありましたけれども、そういったいろいろ工夫を凝らしたりしている事例を見つけていって、いい方に広げていくことで事務局のほうでも検討して努力したいと思います。</p> <p>時間が押してまいりましたが、一通りのご意見いただいておりますので、また何かありましたらご連絡受けたまわりたく思います。</p> <p>最後、知事まとめをお願いします。</p>
高橋知事	<p>今日は本当にありがとうございました。この障がい者条例の施行の3年で我々として心をこめてさまざまな対策をやってきているつもりでございますが、今日また外部の本部委員の主先生方から大変有意義なご指摘ご意見を頂戴をし、さらに私どもの取組を高めていくための参考にさせていただければという思いを強くいたしましたところであります。今回の事案、孤立の方々が亡くなられたという大変悲しい事案、やはりこういったところを起ささないためにどうすればいいのか。日置委員もおっしゃいました、なかなか地域ごとに事情も違いますので一律な形での基準づくりというよりも、地域ごとの状況を踏まえたフレキシブルなそれぞれの地域の知恵を出した対応が重要でないかというのは私もそのように思ったところでございます。電気、ガスばかりでなく郵便局、水道事業者、新聞配達の関係の方など、色々な関係の方々を持っている情報を持ち寄って、横でその情報の集約、共有化を図りながらそういった孤立しそうな方々を地域が見守り、しっかりと対応していくということをやっていかなければならないと思った次第であります。</p> <p>そして今日の議論とは直接には関係ないのでありますが、今、私ども道庁をあげて、別の課題にも取り組んでおります。それは夏の時期を乗り切る節電問題でございます。この節電という取組みをするなかでも障がいを持っておられる方々はそれぞれの障がいによって、私どもが考えなければならぬ配慮する部分とは違うわけですが、私どもとして最大限こういった面についても、市町村の皆様方のご意見も踏まえながら、配慮もしながら、しかしこの夏をなんとしても電力の自給の状況を乗り切っていかなければならないと思っておりますので、こういった点につきましても外部本部員の皆様方におかれて、ご意見、アドバイスがございましたら、ぜひいただければと思うしだいでございます。本日はありがとうございました。</p>
多田副知事	<p>ありがとうございました。それでは今日のご提言をいろいろと施策のほうに入らせてもらいと思います。以上で今日の議題は終わりでございます。ありがとうございました。</p>